原著

子どものスポーツにおけるスポーツ・ハラスメントとは

藤 後 悦 子[1)]・大 橋 恵[2)]・井 梅 由美子[3)]

A Definition of Sports Harassment in Junior-Level Sports

Etsuko Togo, Megumi M. Ohashi and Yumiko Iume

要 約

本研究では、子どものスポーツにおけるスポーツ・ハラスメントの概念を整理し、その定義を「子どものスポーツにおいて、役割上の地位や競技レベル、人間関係、経済的状況などすべてを含むスポーツの場における優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は子どものスポーツ環境を悪化させる行為」と定義した。次にスポーツ・ハラスメントを測定する尺度を検討した。スポーツ・ハラスメントは、指導者と選手の関係のみならず、指導者、選手の保護者、卒業生やチームの保護者たちなど観戦者、選手というすべての関係性において発生しうるものであることを論じた。

キーワード：スポーツ、ハラスメント、体罰、いじめ

1．子どものスポーツ

子ども達の生活にとってスポーツは欠かせない。子ども達は、保育園や幼稚園時代には、鬼ごっこ、木登り、お散歩、探検ごっこ、水遊び、ボール遊び、かけっこなどの遊びを通して身体を動かす。その後年齢が上がるにしたがって、遊びとしての側面から習い事としての「スポーツ」へと移行していく。幼児のスポーツは、民間のスポーツ教室からスタートすることが一般的で、水泳教室、サッカー教室、ダンス教室、空手教室、体操教室などに通うことが多い。または、これらの民間スポーツ教室が幼稚園や保育園で開かれているものに参加することもよくある。リクルートライフスタイル（2013）によると、幼児の習い事で最も多いものは水泳であり、その他にもスポーツに関するものとしては、体操（4位)･サッカー（6位)･バレエ（8位)･ダンス（9位）などが上位に挙がっている。

小学校に上がると、前述のスポーツ教室に加え、サッカー、野球、バレーボール、バスケットボールなどの集団球技への参加者が増える。これらチームスポーツの多くは地域の小学校区域にてボランティア主体に運営されている地域スポーツである。いずれにせよ、幼児期や学童期の子どもたちのスポーツへの参加率は約70%と高く（ベネッセ教育総合研究所, 2014)、スポーツは多くの子どもにとって、身近な存在となっている。

中学生以降になると、競技レベルの高い生徒はク

1）藤後 悦子 東京未来大学こども心理学部
2）大橋 恵 東京未来大学こども心理学部
3）井梅由美子 東京未来大学こども心理学部

ラブチームへ所属するが、大多数の生徒は学校の部活動で活動することとなる。スポーツ庁の「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(2016)によると、中学生の部活動への加入率は男子では運動部78.2%、文化部8.2%、女子では運動部57.7%、文化部32.5%であった。つまり約９割の中学生がなんらかの部活動に入っており、その中でも男女ともに運動部への加入率が高く、特に男子にその傾向が顕著であった。高校に進学すると、部活動への加入者数は中学と比較して減少する。2014年の国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査」によると、高校生の運動部加入率は50.6%（文化部加入率は27.3%）で、中学よりは減少している。そして、高校生でスポーツを行う者は、中学よりも学校の部活動が中心となり、特に強豪校の場合、部活動はより競技の専門性が高くなる。例えば野球の競技レベルが高かった選手が、中学時代はクラブチームに所属していたが、高校になると、クラブチームではなく甲子園を目指す部活動の高校野球へと移ってくるのである。

以上のように、子ども達は幼少期から青年期まですべての成長段階において、スポーツに関わる機会が身近にある。年代や競技レベルにより子どもたちのニーズは変わってくるが、子どもたちがスポーツを行う場は、主に学校における部活動、民間のスポーツクラブ、ボランティア主体の地域スポーツ（総合型地域スポーツクラブも含む）の３つに集約することができるだろう。

さて、これら３つの場でのスポーツは、どのような組織管轄、または法律の下、運営されているのであろうか。はじめに部活動についてだが、部活動は、課外活動として学校教育の中で位置づけられており(『中学校学習指導要領』第１章　総則　第42 (13))、その中で多くの子ども達が活動を行っている。学習指導要領は、学校教育法に基づき施行されている学校教育施行令の中の学校教育法施行規則の規定を根拠としている。さらにいうなれば、学校教育基本法は、日本国憲法（第26条第２項）のもと、教育基本法が制定されており、それを受けて学校教育法が学校の教育の具体的なあり方を定めている。

部活動に関する学習指導要領の文言は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学修意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行うようにすること」と明記されている(中澤，2017)。

次に小学生の運動の受け皿となっている地域スポーツでは、その運営形態は主にボランティア主体のスポーツ少年団や総合型地域スポーツ（以下、総合型クラブ)、そして民間のスポーツクラブなどがある。前者のスポーツ少年団や総合型クラブは、日本体育協会の活動として位置づけられている。日本スポーツ少年団は、昭和37年６月に日本体育協会創立50周年の記念事業として創設された。一方、総合型クラブは、平成24年に文部科学省が策定した「スポーツ基本計画」に基づき、実施されている。総合型クラブの実施体制は、日本体育協会と各都道府県の体育協会が連携している。日本体育協会の中には地域スポーツ育成専門委員会が設置されており、総合型クラブに係る活動方針が制定されている。

最後に民間のスポーツクラブであるが、現在子どもを対象としたスポーツクラブは多く存在している。民間のスポーツクラブの数は明確ではないが、従来から盛んであった水泳やバレーボールに加え、サッカー、野球、バスケットボール、陸上などの競技も参入してきている。これらの運営方法は、企業によって異なっている。すべて専任の指導員を雇う場合もあるし、学生などのアルバイト指導員が大半を占める場合もある。

2．子どものスポーツにおけるスポーツ・ハラスメント

子ども達はスポーツを通して、多くのことを学んでいく。スポーツは、健全な身体作り・体力の向上に貢献するが（谷口，2004）、それに加え、家庭以外の人間関係を持つことによる社会性の向上（Coatsworth & Conroy，2009）や、自己効力感の向上（荒井，2004；Findlay & Coplan，2008）、負の感情の低減（荒井，2004）など多くの肯定的効果が示されている。一方で、スポーツでは常に暴力としての「体罰」の問題がつきまとう。

子どものスポーツにまつわる暴力は、指導者による暴力、先輩後輩を含む選手による暴力、保護者による暴力、そして卒業生や保護者集団というベンチサイドからの暴力が考えられる。これらすべての暴力を包括する言葉はなかなか見当たらない。通常指導者から選手への暴力は、「体罰」や「不適切な指導」と表現される。また選手同士の暴力は「いじめ」、保護者から子への暴力は「虐待」と表現されるであろう。しかし卒業生や保護者集団から選手への罵声などの言語的暴力を示す言葉はほとんど見当たらず、藤後（2011）は、これらを18歳以上の大人の不適切な対応という意味で、マルトリートメントとして表現した。子どものスポーツにおける暴力は、大人から子どもという方向性のみではなく、選手から指導者への暴力、応援席（ベンチサイド）や保護者から指導者への暴力も想定される。選手から指導者への暴力は「反抗」、応援席や保護者から指導者への暴力は言語的暴力であれば「クレーム」などとして表現されるだろう。

これら対象者間の暴力は、互いに関連している可能性が高い。例えば、指導者がミスに厳しく、ミスした子どもたちに罵声を浴びさせているとしたら、それを見た保護者や選手もチームの方針として、指導者の暴力を正しいものとして容認したり、モデリングしたりということが生じうる。なぜなら、指導者の言動がさまざまな方法で選手である子どもたちに影響し、チームの雰囲気を作るからである（e.g., Horn，2008）。一方で、発言権の強い卒業生や保護者達が、「もっと厳しく子どもに指導してください」「昔は、叩くのが当たり前。最近の指導は、甘すぎる」「優しい指導をするから負けるんだ」などと、不適切な指導を指導者に求める場合もありうる。つまり、スポーツにまつわる暴力においては加害者のみが原因とは限らず、様々な立場の人の思惑や態度が連動し合うのである。

スポーツに関わる主な暴力の概念をまとめたものが表1であり、以下それぞれについて概観する。はじめに、運動部の指導者の「不適切な指導」や「体罰」について見ていく。学校教育法第11条が禁ずる体罰行為を「運動部活動での指導のガイドライン」（文部科学省，2013）では禁止している。体罰とは、「身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの」（文部科学省，2013）など、主に身体的な暴力を指す。一方「不適切な指導」とは、「人格を否定するような暴言」、「大きな声や威圧的な態度等の高圧的な指導」、「不必要な身体接触」、「無視やいやがらせ」など児童・生徒を深く傷つける行為を指す（神奈川県教育委員会，2013）。これらの定義は、子どものスポーツ現場の中で加害者が指導者である場合に起こりうる暴力を網羅していると思われるが、子ども間、親子間、応援席からの暴力は含まれていない。

次に子ども同士の暴力である「いじめ」だが、文部科学省では平成18年度より「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義している（文部科学省初等中等教育局児童生徒課国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター，2012）。もちろん子ども同士の「いじめ」であるために、大人からの暴力は含まれないが、ここで重要なのは、「いじめられた被害者が精神的な苦痛を感じている」という視点であろう。つまり、加害者が誰であれ、被害者が「苦痛を感じている」

場合にそれは暴力としてみなすことができるのである。

続いて、虐待およびマルトリートメントの定義である。この二者はほぼ同義であると一般的にとらえられているが、虐待が加害者として養育者を想定したものであるのに対し、マルトリートメントは子どもに関わる18歳以上のすべての大人を加害者として想定している。定義にもあるように、指導者や教師からの不適切な対応もマルトリートメントに含まれるのである。子どものスポーツ現場で起こりうる暴力は、指導者、保護者集団、本人の親など大人のみを加害者として想定した場合、マルトリートメントの定義と合致する（藤後，2011）。しかし、さらに子ども同士の暴力や、保護者から指導者など大人間の暴力も想定すると、マルトリートメントの概念の範疇を超えてしまう。そこで、これら大人、子どもなど立場は関係なく、対人関係の中で営まれる暴力やいやがらせという視点から「ハラスメント」の語が妥当なのではないかと考えた。

一般的にハラスメントの種類としては、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、アカデミック・ハラスメント、レイシャルハラスメントなどがあり、加害・被害が存在する対人関係の中であれば成り立つ。その中でも、子どものスポーツの場面で行われるハラスメントはスポーツ・ハラスメントと表現できるだろう。

スポーツ・ハラスメントは、権威を持つものが力を持つという意味で、類似する概念としてはパワーハラスメントが当てはまる。パワーハラスメントは、主に職業場面で取り扱われており、厚生労働省（2012a）の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」によれば、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう」。これは、上司から部下に限定されるものではなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司など様々な優位性を背景に行われるものであり、加害・被害の立場が流動的である点からも子どものスポーツの場にも応用できると思われる。職場のパワーハラスメントの行為類型は、厚生労働省（2012b）の「こころの耳」のサイトによると以下の６つに分類される。（１）身体的な攻撃（暴行・傷害）、（２）精神的な攻撃（脅迫・暴言等）、（３）人間関係からの切り離し（隔離・仲間外れ・無視）、（４）過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）、（５）過小な要求（業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）、（６）個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）であり、この分類は子どものスポーツにおいても当てはまる。子どものスポーツにおいては、これらのパワーハラスメントの側面とともに、セクシュアル･ハラスメントも問題になっている。例えば、選手がマッサージとして指導者から全身を触られたり、合宿中のお風呂に指導者と一緒に入ることを強制されたりということが強豪校の部活でなされていた（西日本新聞朝刊，2016）。また「裸になる覚悟で頑張れ」と言って、柔道部の女子部員を全裸にしたという記事も見られる（朝日新聞デジタル，2017）。このようにセクシュアル・ハラスメントはスポーツ業界では発生しやすく、これは日本のみでなくアメリカでも同様である（Stirling，2013）。ゆえに子どものスポーツにおけるスポーツ・ハラスメントを検討する際は、パワーハラスメントにセクシュアル・ハラスメントの視点を加えることが妥当であろう。

日本では、セクシュアル・ハラスメントはパワーハラスメント同様、労働現場において問題視されてきた。職場でのセクシュアル・ハラスメントの定義は、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること」又は「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること」を指す（厚生労働省，2015）。

労働現場におけるパワーハラスメントとセクシュ

表1　スポーツにまつわる暴力の概念

根　拠	概　念	内　容
学校教育法第11条	体罰	身体に対する侵害や肉体的苦痛を加える行為を行わないこと，生徒の「人間性や人格の尊厳を損ねたり否定」する発言や行為，言葉や態度による「脅し」。「威圧・威嚇的」な発言や行為，「身体や容姿」に関わる発言，生徒の「人格を侮辱したり否定したりする」ような発言を絶対行わないこと，生徒に対する「言葉の効果と影響を十分に理解し，厳しい言葉等を発した後には生徒へのフォローアップ」を心がけるようとしている。
神奈川県教育委員会（2013）	不適切な指導	「人格を否定するような暴言」，「大きな声や威圧的な態度等の高圧的な指導」，「不必要な身体接触」，「無視やいやがらせ」など，児童・生徒を深く傷つける行為を指す。
文科省（平成18年度）	いじめ	「いじめ」とは，「当該児童生徒が，一定の人間関係のある者から，心理的，物理的な攻撃を受けたことにより，精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお，起こった場所は学校の内外を問わない。（注１）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは，いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。（注２）「一定の人間関係のある者」とは，学校の内外を問わず，例えば，同じ学校・学級や部活動の者，当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。（注３）「攻撃」とは，「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが，心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。（注４）「物理的な攻撃」とは，身体的な攻撃のほか，金品をたかられたり，隠されたりすることなどを意味する。（注５）けんか等を除く。
児童虐待防止法	虐待	（児童虐待の定義）　第二条　この法律において，「児童虐待」とは，保護者（親権を行う者，未成年後見人その他の者で，児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。　一　児童の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること。二　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。　三　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置，保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。　四　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（児童に対する虐待の禁止）　第三条　何人も，児童に対し，虐待をしてはならない。
CDC　アメリカの感染症対策総合研究所 https://www.cdc.gov/ViolencePrevention/childmaltreatment/index.html	マルトリートメント	18歳未満の子どもに対して，親，養育者，その他日常で関わる大人（例：聖職者，先生，コーチなど）による不適切な関わり。その具体的内容は，身体的虐待，性的虐待，心理的虐待，ネグレクトを指す。
大辞泉	ハラスメント	いやがらせ　いじめ
藤後・大橋・井梅	スポーツ・ハラスメント	スポーツの場における嫌がらせであり，具体的には「スポーツの場において，役割上の地位や競技レベル，人間関係，経済的状況などすべてを含むスポーツの場における優位性を背景に，適正な範囲を超えて，精神的・身体的苦痛を与える又はスポーツ環境を悪化させる行為をいう。なお，この中には性的な言動による苦痛も含まれるものとする。」と定義する。

アル・ハラスメントの定義を参考に子どものスポーツにおけるスポーツ・ハラスメントの定義を検討すると次の表1の通りとなる。

簡潔に表現するならば、子どものスポーツにおけるスポーツ・ハラスメントとは、子どものスポーツの場における嫌がらせである。そして具体的な定義としては、「子どものスポーツにおいて、役割上の地位や競技レベル、人間関係、経済的状況などすべてを含むスポーツの場における優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は子どものスポーツ環境を悪化させる行為をいう。なお、この中には性的な言動による苦痛も含まれるものと

する」としたい。

子どものスポーツにおけるスポーツ・ハラスメントという概念は、前述した子どものスポーツ環境の３つの場（部活動、民間のスポーツクラブ、ボランティア主体の地域スポーツ）のすべてに対応できる。そして、このスポーツ・ハラスメントの法的根拠としては学校教育法のみでなく、日本国憲法第11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」や第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」などが妥当であろう。

スポーツ・ハラスメントとはまさに基本的人権を脅かすものであり、スポーツ基本法の基本理念２条１項「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」ことに反することとなる。その中でもスポーツ・ハラスメントと最も関連する暴力、体罰、セクハラに関しては、指導者が体罰を行った場合、刑法、民法、学校教育法第11条、児童虐待防止法第３条などが関係してくる。

またもし、身体的暴力などが生じた場合には、刑法第204条「傷害罪」、第208条「暴行罪」、第222条「脅迫罪」、第223条「強要罪」が該当する。そして性的暴力が発生した場合、刑法第176条「強制わいせつ罪」、第177条「強姦罪」、民法第209条「損害賠償罪」等が挙げられよう。そして精神的苦痛等が生じた場合は、第230条「名誉毀損」、第231条「侮辱」などが法的根拠として当てはまるであろう。

３．子どものスポーツにおけるスポーツ・ハラスメント測定尺度

子どものスポーツにおけるスポーツ・ハラスメントという概念は新しく、実証研究が少ない。適切な測定について考えるために、まずはハラスメントに関連する実証研究において、どのような尺度が用いられているのかを概観する。ハラスメントは数多くの種類があるが、実証研究で扱われているものはそれほど多くない。ここでは、デートバイオレンス・ハラスメント尺度、職場ハラスメント尺度、セクシュアル・ハラスメント尺度、そして筆者らが作成したスポーツ・ハラスメント尺度を紹介する（表２）。これら

表２　ハラスメント尺度の構成

名　称	筆　者	対　象　者	概　要
デートバイオレンス・ハラスメント尺度	越智・喜入・甲斐・佐山・長沼（2015）	18歳～39歳未婚男女600名（*M*=28.78；*SD*=5.70）	６つの下位尺度身体的暴力（５項目），間接的暴力（５項目），支配・管理（５項目），性的暴力（５項目），経済的暴力（５項目），つきまとい・ストーキング（５項目）５件法にて測定
看護師の職場ハラスメント被害	川村・實金・山口・中嶋（2014）	23歳～72歳 男性６人，女性225人 （*M* = 44.4；*SD*=10.2）	２つの下位尺度　仕事関連ハラスメント（21項目），個人関連ハラスメント（21項目） ３件法（０点ない，１点ある，２点とてもある）
介護職員のハラスメント	谷口・高木・原野・廣川・高橋・福岡（2012）	1642名（分析対象897名） 男性30.1歳（*SD*=7.8）， 女性37.1歳（*SD*=12.7）	日本語版NAQ　個人的ないじめ（６項目），仕事上のいじめ（３項目），性的ハラスメント（３項目）５件法（全くない，時たま，月１回，週１回，毎日）
日本語版セクシュアル・ハラスメント可能性尺度	田中（2000）	193名大学生　男性20.4歳（18～30歳）	シナリオ提示後セクシャルハラスメント評定尺度を提示　２つの下位尺度 強引な行為（12項目），軽率な行為（７項目） ５件法（きわめてささいな１点～非常に深刻な５点）
親認知のスポーツ・ハラスメント尺度	藤後・井梅・大橋（2017）	父親300名（*M*=46歳，31～68歳，*SD*=5.24）， 母親600名（*M*=44.37歳，30～58歳，*SD*=4.98）	３つの下位尺度　応援席ハラスメント（６項目），仲間ハラスメント（６項目），コーチハラスメント（６項目）６件法（１点：全くあてはまらない～６点：非常にあてはまる）

のハラスメントを測定する尺度を概観すると、その内容は、ほぼ被害者に尋ねるものとなっており、ハラスメントの加害者に尋ねる尺度は殆ど見当たらなかった。これは、被害者が精神的苦痛を受けたときにハラスメントとみなすという定義と一致している。ハラスメント被害については、対象者が自ら回答しているものと、藤後・大橋・井梅（2017a）のように対象が子どもであるために親が認知したハラスメントというように周囲の大人に尋ねているものに分けられた。また、内容も被害内容を尋ねるものと、被害の頻度を尋ねるものに分類された。以下具体的に見ていく。

デートバイオレント・ハラスメント尺度（越智ら, 2015）は、6つの下位尺度に分かれており、ほぼデートバイオレンス・ハラスメントの定義に沿って分類されている。看護師対象のハラスメント（川村・實・山口・中嶋, 2014）と介護職対象のハラスメント（谷口・高木・原野・廣川・高橋・福岡, 2012）は、どちらも職場ハラスメントに関するもので、その内容は仕事関連と個人関連の2つの下位尺度から構成されている。藤後・大橋・井梅（2017a）の親認知のスポーツ・ハラスメント尺度は、ハラスメントの内容で下位尺度が分類されておらず、応援席、仲間、指導者という加害者別で下位尺度が構成されている。

ハラスメント経験を尺度を用いて測定する際の大きな問題点は、ハラスメント経験者が少ない場合、「経験なし」「あてはまらない」などが多くなる、すなわちフロア効果が示されることである。この問題を考慮し、すべての人が回答できるよう工夫されたものが、田中（2000）のハラスメント可能性尺度である。これは、場面想定法を活用し、セクシュアル・ハラスメント被害に関する10の場面に対して、どのような態度をとるかを測定している。スポーツ場面において同じように場面想定法を用いた研究としては、大橋・藤後・井梅（2016）が挙げられる。これは、ハラスメント発生の条件を検討するために、バスケットボールの試合中に子どものチームメイトがミスした場面を取り上げ、子ども同士の親しさ、保護者同士の親しさ、子どもの競技力を操作したうえでハラスメント加害の態度を測定した。その結果、子ども同士が親密であれば、ミスへの寛容度が高まり、子ども同士が親密でなければ、競技力の高い子への態度が冷たいという結果が示された。

以上、ハラスメントに関する尺度を概観したが、今後子どものスポーツにおけるスポーツ・ハラスメント尺度を検討するにあたり、対象者についての問題点が挙げられる。藤後・大橋・井梅（2017a）のスポーツ・ハラスメント尺度は、選手本人ではなく、選手の保護者を対象とした。その理由は、まだ小学生である当事者にスポーツ・ハラスメントの内容を聞くのは倫理的に難しいこと、また応援席ハラスメントの実態を明らかにするために、応援席の状況を把握できる人が必要であったため、保護者を対象とした。しかしながら、いじめの定義にみるように、ハラスメントとはあくまでも本人が苦痛を感じたかどうかが焦点となる。つまり、応援席で暴言が発せられていたとしても、当の子どもたちがそれに気づかなかったら、その行為はハラスメントではなく「陰口」となろう。ゆえに、今後は選手を対象としたスポーツ・ハラスメント尺度の開発が必要となる。

4．子どものスポーツにおけるスポーツ・ハラスメント防止に向けて

スポーツ・ハラスメントは、子どもを中心とした被害者に様々なネガティブな影響を与えることとなる。運動部の体罰を研究した阿江（2014）は、体罰の影響として行動の委縮、意見が言えない、該当スポーツを見ることができない、指示を待つ消極的な態度が形成されることなどを指摘した。このようにスポーツ・ハラスメントは相手に大きなダメージを与えると考えられるが、多くの指導者は暴力の影響を理解しておらず、特に言語的な暴力による影響の理解は乏しい（Stirling, 2013）。ゆえに、言語的暴力を含むスポーツ・ハラスメントの概念およびその影響を広く啓発していくことが求められる。

そのためには、スポーツ・ハラスメントが発生し

てから対応するのではなく、子どもへのスポーツ・ハラスメントが発生しないための予防的介入が不可欠である。部活動における体罰事件がいくつも明るみに出る中、体罰防止とうい視点からのスポーツ・ハラスメント防止に向けての取り組みは、様々な団体で取り組まれつつある。

たとえば文部科学省は、平成25年８月９日に初等中等教育局長とスポーツ・青少年局長の両名の名前で、「体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）」を発表した。体罰未然防止の中で、「（３）部活動指導における体罰の防止のための取組　中学校及び高等学校では『部活動』において最も多くの体罰が報告されていること等に鑑み、部活動における体罰の防止について特に留意する必要があること。教育委員会及び学校は、平成25年５月27日に取りまとめられ『運動部活動の在り方に関する調査研究報告書』に掲げる『運動部活動での指導のガイドライン』の趣旨、内容を理解の上、運動部活動の指導者（顧問の教員、外部指導者）による体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けた取組を実施すること」と明記している。

また神奈川県は、体罰防止ガイドライン（2013）を定め、その中の第５章で「部活動における指導」を取り上げ、体罰が起きる要因、望ましい部活動の在り方をいくつもの事例を引用しながら述べている。そして、最後に「３　神奈川らしい部活動のあり方」についてとして、「（１）部活動を通じた人づくり、（２）本当の意味の「自ら考え、行動できる生徒」とは、（３）適切な目標設定、（４）生徒の状況把握、（５）ニーズとシーズ、（６）複数顧問による運営・指導、(7)外部指導者との緊密な連携、（８）生徒とともに学ぶ、（９）体罰で生徒の技能向上は望めない」と指導者の在り方を述べている。

他にもスポーツ庁の審議会（2017）では、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議が開かれている。この検討会議の中で、中学体育連盟は、文部科学省・スポーツ庁委託事業として開催した研修内容を報告している。講義内容の一部として「１）青年心理の理解と自己コントロール」、「２）アンガーマネージメント～指導者及び選手の心理～」など、子どもへのスポーツ・ハラスメント防止に関連する内容が紹介されている。このように指導者向けの研修プログラムは充実しつつあるが、あくまでも子どものスポーツにかかわる指導者が全員必須で受講するのではなく、希望者のみが受講となっているという点に限界がある。

各競技団体においても、スポーツ・ハラスメント防止は意識されつつある。例えば、日本ミニバスケットボール連盟では暴力根絶の啓発パンフレット(2015)、日本サッカー協会（2017）では暴力等根絶相談窓口運用規則などが作成されている。その他のジュニアスポーツ関係のサイトにも、指導者の暴力・暴言禁止について言及されており、注意喚起や指導マニュアルが掲載されていた。

上記のように、体罰防止への呼びかけはあるものの、体罰ではなく、スポーツ場面において、どのように子どもと関わることが望ましいかという視点に立つ教育プログラムは日本ではあまり見当たらない。一方、欧米では、様々な教育プログラムが開発されており、その中でも、Positive Coaching Alliance（PCA）が有名である（トンプソン，2016)。PCAとは1998年にアメリカのスタンフォード大学で設立され、「勝つこと」と「人間的成長を促すこと」の両方を目指す「ダブル・ゴール」コーチ法が考案された。すでに北米約1700の学校やジュニアのプログラムに導入され、参加者は700万人を超えているという大きなムーブメントとなっている。

一方で、指導者からのスポーツ・ハラスメントではなく、選手同士のハラスメント防止に向けての教育プログラムは、あまり見当たらない。しかし、スポーツに特化してはいないものの、いじめ防止プログラムが以前から学校現場で実施されているのでその内容が参考になろう。久保（2014）は、ノルウェーのThe Olweus Bullying Prevention Program（オルヴェスいじめ防止プログラム)、イギリスのThe Sheffield Anti-Bullying Project（シェフィールド

いじめ防止プロジェクト)、オーストラリアのThe P.E.A.C.E Pack（ピース・パック）の海外の主要な３つのいじめ防止プログラムを紹介している。日本では、2013年６月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、国・行政・学校それぞれがいじめ防止のために責任が明示され、各学校で積極的ないじめ対策がとられつつある。新潟県教育委員会では、オーストラリアのThe P.E.A.C.E Pack（ピース・パック）をもとに「いじめ防止学習プログラム」(2012）を作成している。これらをスポーツ・ハラスメント防止プログラムとして応用することは可能であろう。

次に保護者向けのスポーツ・ハラスメント防止プログラムについてであるが、デンマークやノルウェーでは「親の10か条」として、保護者に対して子どもへの関わり方の指針を明示している（小野, 1998)。その内容は、試合や練習への応援参加の推進、自分の子どもだけではなくすべての子どもへの応援依頼、調子の悪い時こその勇気づけ、チームリーダーの尊重、レフリーの尊重、子どもの尊重、節度ある用具の準備、クラブの仕事の尊重、選手起用の尊重、子どもと自身との線引きなどが述べられている。このように「望ましい保護者の姿」を積極的に啓発していく必要があろう（藤後・川田・井梅・大橋, 2017)。日本ではまだ保護者向けの教育プログラムはあまり多くないが、サッカー界では、啓発活動を中心に保護者への働きかけも増えている。財団法人日本サッカー協会（2006）は、「目指せベストサポーター」というハンドブックを作成し、周囲の大人による子どもへの関わり方を啓発している。

子どものスポーツにおけるスポーツ・ハラスメント防止のためには、指導者のみへの働きかけにとどまらず、選手への介入、保護者やベンチへの介入という３つの方向からのアプローチが求められる。藤後・大橋・井梅（2017b）は、今までの研究成果に基づき指導者、保護者を対象とした「Player's First」というスポーツ・ハラスメント防止の動画教材を作成した。また、森田療法を取り入れたメンタルトレーニングワークシートとして指導者、保護者、子ども向けの３種類を開発した(藤後, 2017)。これは指導者、保護者（またはベンチ)、選手それぞれがスポーツ・ハラスメントの加害者になりうる危険性を考慮したものである。ワークシートの内容は、スポーツ・ハラスメントの引き金となる不安やストレスとの付き合い方を学ぶようになっており、バスケットボールチームへの心理サポートとして活用し、一定の成果を挙げている（藤後・浅井・勝田・川田・藤後・大浦・関谷・谷中・徳永, 2016)。

５．まとめ

本論文では、子どものより良いスポーツ環境の構築を目指し、スポーツ・ハラスメントを取り上げ、その概念の検討、尺度の検討、そしてスポーツ・ハラスメント防止のための教育プログラムについて概観した。今後は、作成された尺度を効果測定として使用し、スポーツ・ハラスメントの規定因および因果モデルを検討する必要があるだろう。例えば子どもへのスポーツ・ハラスメントの規定要因としては、勝利至上主義が挙げられる。スポーツにおいて勝利は強調されることが多い。発育上良いことではないが、競技レベルの高いチームでは対外試合で勝ちたいがために、過度な練習を課す傾向がある（岡野, 2011)。勝つためには厳しい指導が必要であるという信念を指導者のみならず選手や保護者も持っており、体罰経験者が指導者からの体罰を肯定的に捉えるがゆえに体罰はなくならないと指摘されている（長谷川, 2016)。

上記以外にもスポーツ・ハラスメントの規定因は、パーソナリティ要因、環境要因など多面的な要因が考えられる。多面的な要因を含めた因果関係モデルを構築、検証し、子どもへのスポーツ・ハラスメント防止のための教育プログラムの開発が求められる。そして作成した教育プログラムを指導者、選手、保護者の３側面に実施することで、子どものよりよいスポーツ環境の構築が可能となるであろう。

今後は、スポーツ・ハラスメントのモデル検証、教育プログラムの開発、そして開発された教育プロ

グラムの評価などが課題として考えられる。

6．引用文献

阿江美恵子（2014）．運動部活動における体罰が子どもに及ぼす影響　体育科教育学研究，*30*（1），63-67.

荒井弘和（2004）．メンタルヘルスに果たす身体活動・運動の役割　日本スポーツ心理学会（編）　最新スポーツ心理学：その軌跡と展望　89-98，大修館書店

朝日新聞デジタル（2017）．2017年5月29日「裸になる覚悟で頑張れ」部活顧問が女子生徒に全裸強要http://www.asahi.com/articles/ASK5Y5S2VK5 YPPTB00F.html<2017, 8, 26>

ベネッセ教育総合研究所（2014）．教育ニュース　http://benesse.jp/blog/20140312/p2.html　<2017, 8, 27アクセス>

Coatsworth, J.D.& Conroy, D.E.（2009）. The effects of autonomy-supportive coaching, need satisfaction, and self-perceptions on initiative and identity in youth swimmers. *Developmental Psychology, 45*（2），320-328.

Findlay, L. C. & Coplan, R. J.（2008）. Come out and play: Shyness in childhood and the benefits of organized sports participation. *Canadian Journal of Behavioural Science*，*40*（3），153-161.

長谷川誠（2016）．学校運動部活動における「体罰」問題に関する研究：体罰を肯定する意識に注目して　人間科学部篇，*5*，21-34.

Horn, T. S.（2008）. Coaching effectiveness in the sport domain. In Horn, T. S.（Ed.） Advances in sport psychology. 240-267, Human Kinetics.

神奈川県教育委員会（2013）．体罰防止ガイドライン～神奈川からすべての体罰を根絶するために～　http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/608850.pdf#search=%27%E7%A5%9E%E5%A5%88%E5%B7%9D%E7%9C%8C%E6%95%99 %E8%82%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4% BC%9A+%E4%B8%8D%E9%81%A9%E5%88% 7%E3%81%AA%E5%AF%BE%E5%BF%9C +%E5%AE%9A%E7%BE%A9%27<2017, 9, 6>

川村友紀・實金栄・山口三重子・中嶋和夫（2014）．看護職者の職場ハラスメント被害に関する測定尺度の開発　岡山県立大学保健福祉学部紀要，*21*，25-33.

国立青少年教育振興機構（2014）．「青少年の体験活動等に関する実態調査」http://www.niye.go.jp/kenkyu_houkoku/contents/detail/i/107/<2017, 8, 17>

厚生労働省（2012a）．職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002/hkd.html<2017, 8, 17>

厚生労働省（2012b）．職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言取りまとめ　http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002 5370. html<2017, 8, 28>

厚生労働省（2015）．職場のセクシュアル・ハラスメント対策はあなたの義務です！！　http://www.mhlw.go.jp/file/06- Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku /00.pdf<2017, 8, 28>

久保順也（2014）．児童生徒間における「いじめ」防止のための介入プログラムの展望：主要3プログラムの比較による考察 宮城教育大学紀要，*49*，247-255.

文部科学省（2013）．「体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1338620.htm<2017, 8, 27>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（2012）　平成18年以降のいじめ等に関する主な通知文と関連資料　http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/12/09/1327876_01.pdf<2017, 8, 26>

中澤篤史（2017）．そろそろ部活のこれからを話しませんか　大月書店

新潟県教育委員会（2012）．いじめ防止学習プロ　http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyoiku/1192033847756. html<2017, 8, 28>

日本ミニバスケットボール連盟（2015）．すべてのプレーヤー・指導者・保護者・観客に送るミニバスケットボール5つの心得　http://www.jmbf.info/files/user/pdf/minibas5kokoroe.pdf<2017, 8, 28>

日本サッカー協会（2006）．目指せベストサポーター　朝日ビジネス株式会社　https://www.jfa.jp/youth_development/players_first/pdf/best_supporter_book.pdf<2017, 8, 29>

日本サッカー協会（2017）．暴力等根絶相談窓口運用規則　http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/violence_eradication.pdf<2017, 8, 28>

西日本新聞（2016）．2016年7月20日　性暴力の実相・第4部（2）カリスマ指導者が暴走　https://www.

nishinippon.co.jp/feature/sexual_violence/article/260040/<2017, 8, 26>

越智啓太･喜入暁･甲斐恵利･佐山七生･長沼里美（2015）．改訂版デートバイオレンス・ハラスメント尺度の作成と分析（1）被害に焦点を当てた分析　法政大学文学部紀要，*71*，135-147.

岡野進（2011）．ジュニア期の成長とトレーニングを考える　現代スポーツ評論，*24*，107-113.

大橋恵・藤後悦子・井梅由美子（2016）．地域スポーツにおける子どものチームメイトのミスに対する保護者の反応：シナリオ法によるスポーツ・ハラスメントの検討　日本コミュニティ心理学会第19回大会発表論文集，96-97.

小野剛氏（1998）．世界に通用するプレーヤー育成のためのクリエイティブサッカー・コーチング　大修館書店

リクルートライフスタイル（2013）．イコとマナブ　子供の習い事アンケート　http://www.keikotomanabu.net/kids/ranking/<2017, 8, 17>

スポーツ庁（2016）．平成28年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査　http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1380529.htm<2017, 8, 27>

スポーツ庁の審議会（2017）．総合的なガイドライン作成検討会議　http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/1386194.htm<2017, 8, 27>

Stirling, A.E.（2013）. Understanding the Use of Emotionally Abusive Coaching. Practices. *International Journal of Sports Science & Coaching*, *8*（4），625-639.

田中堅一郎（2000）．日本語版セクシュアル・ハラスメント可能性尺度についての検討：セクシュアル・ハラスメントに関する心理学的研究　社会心理学研究，*16*（1），13-26.

谷口幸一（2004）．発達から見た身体活動・運動と身体的健康．日本スポーツ心理学会（編）最新スポーツ心理学：その軌跡と展望（pp99-108）大修館書店

谷口敏代・高木二郎・原野かおり・廣川空美・高橋和巳・福岡悦子（2012）．介護老人福祉施設に勤務する介護職員のいじめ，ハラスメントとストレス反応　産業衛生学雑誌，*54*（1），1．

トンプソン，J．（2016）．ダブル・ゴール・コーチングの持つパワー（The Power of Double-Goal Coaching）スポーツコーチング・イニシアチブ

藤後悦子（2011）．小学生の地域スポーツにおける勝利至上主義と心理的マルトリートメント．岸本肇教授退職記念論文集編集委員会編「からだと心」の発達と教育・体育・スポーツ　岸本肇教授退職記念論文集，229-245.

藤後悦子・浅井健史・勝田紗代・川田裕次郎・藤後淳一・大浦宗博・関谷悠介・谷中風次・徳永祐典（2016）．中学生のバスケットボールチームへの森田療法を用いた心理サポートの可能性:森田療法的メンタルトレーニングワークシートの開発と改善 モチベーション研究，*5*，25-37.

藤後悦子（2017）．森田療法を取り入れたメンタルトレーニングワークシート　https://togotokyo101.wixsite.com/mysite/1<2017, 8, 28>

藤後悦子・川田裕次郎・井梅由美子・大橋恵（2017）．小学生の地域スポーツにかかわる親のスポーツ・ペアレンティング　コミュニティ心理学研究，*21*，80-95.

藤後悦子・大橋　恵・井梅由美子（2017a）．スポーツ・ペアレンティング尺度とスポーツ・ハラスメント尺度の作成　東京未来大学研究紀要，*10*，167-176.

藤後悦子・大橋　恵・井梅由美子（2017b）．Player's First　https://togotokyo101.wixsite.com/mysite<2017, 10, 22>

（とうご　えつこ・おおはし　めぐみ・いうめ　ゆみこ）

【受理日　2017年11月7日】